介護職員等特定処遇改善「見える化要件」

介護職員の処遇改善につきましては、これまでにも何度かの取り組みが行われてきました。令和元（2019）年 10 月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当該加算を算定するにあたり、

A. 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
B. 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
C. 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

という 3 つの要件を満たしている必要があります。

C の「見える化」要件とは、①2020 年度からの算定要件で、②介護サービス情報公開制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当社における処遇改善に関する具体的取組（賃金改善以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

【事業所名】　障がい者支援事業所かのん
【事業所番号】1712100203
【所在地】　〒929-1112　石川県かほく市と 17 番地
【電話番号】　076-255-3731　【FAX 番号】　076-255-3821

《加算の取得状況》　特定事業所加算なし、処遇改善加算Ⅰ、特定処遇改善加算Ⅱ

《職場環境要件等、賃金改善以外の改善の内容》

	職場環境要件	当法人としての取組
入職促進に向けた取組	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築	前職にこだわらず、働く意欲の高い人を積極的に採用している。
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、強度行動障害者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	各種研修については、初任者研修、中堅研修等、勤務経験に応じて計画的に職員に受講させ、研修の費用については、全額当法人で負担している。事業所内会議・研修を定期的に行い、外部研修で習得した知識・技能のフィードバックを行っている。
職場環境・処遇の改善	新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度の導入 ICT 活用（支援内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む。） ミーティング等による職場内事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	主任指導員が新人指導、教育を行っている。 ICT を活用し、記録等の事務負担軽減を図っている。 月１回のスタッフ会議で利用者一人ひとりの状況の把握やこれに応じた支援の在り方についての話し合いを行い、月１回にこだわらず、必要に応じてその都度話し合いを持つようにしている。
その他	非正規職員から正規職員への転換	非正規職員から正規職員へ奨励している。